

町有地公募売却一般競争入札の概要

公募売却方法は一般競争入札で町が定めた最低売却価格（予定価格）以上で最も高い価格により入札をした方を購入者（落札者）として決定します。入札条件につきましては、本書内の「町有地公募売却一般競争入札応募実施要領」をご覧ください。

売却までの流れ

1 物件の確認

購入を希望される方は、町有地公募売却一般競争入札応募実施要領及び物件調書等を十分に読み、現地等をご確認のうえ、ご参加ください。

2 参加申込受付

購入希望者は、別紙1「町有地公募売却一般競争入札参加申請書」及び別紙2「誓約書」に必要事項を記入・押印のうえ、関係書類を添えて久万高原町役場総務課財産管理係に受付期間内に持参又は郵送してください。

受付期間 令和8年9月29日（火）から10月9日（金）

午前9時00分から午後5時00分まで（閉庁日を除く）

3 入札開催の通知

申込をされ、入札参加資格が認められた方に「町有地公募売却一般競争入札開催通知書」を令和8年10月20日（火）までに送付します。

この通知書は大切に保管をお願いします。

4 入札

入札書提出期限 令和8年10月29日（木）午後5時まで

開 札 日 時 令和8年10月30日（金）午前10時

入 札 方 法 郵便入札

5 普通財産売却申請書の提出

落札決定後、落札者は普通財産売却申請書を提出していただきます。（申請書は落札者に送付します）

6 契約の締結

令和8年11月6日（金）までに売買契約を締結していただきます。契約を締結されない場合には落札は無効となります。

7 土地売払い代金の支払い

土地売買契約が締結され、本町の発行する納付書が届いた日から14日以内に指定の金融機関にて支払いをお願いします。

8 売買代金の完納後に、落札者にて所有権移転登記を行っていただきます。